

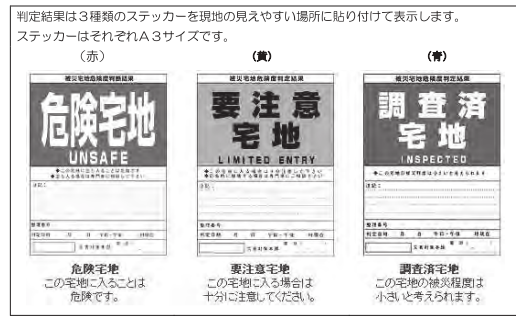
「ご存じですか？被災宅地危険度判定

(熊本地震では、約一九〇〇〇件の判定が行われました)

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などにより、宅地が大規模で広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆さまに情報提供を行うことで、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。

被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるか否かを識別できるようにします。判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。

また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。



なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面等の確認を行うもので、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力ください。よろしくお願いいたします。お問い合わせ先

津野町役場建設課

西庁舎

電話 62・2314

国民健康保険にご加入のみなさまへ

第三者行為による

交通事故などに

あった場合はまず連絡を！

届け出はすみやかに

国民健康保険に加入している人が、交通事故やケガなどで本人以外の第三者の行為によってケガをし、国保で治療を受ける場合は、医療機関等の窓口へ申し出るとともに必ず速やかに国保の係へ届け出をしてください。

国保は一時立替払い

交通事故等でケガをし、その原因が第三者にある場合、その治療費は原則として第三者が負担しなければなりません。しかし、国保では「被保険者の治療を受ける権利」を保障することから、一時立替払いの形とし、後から第三者に請求することになります。

ただし、第三者から治療費を受け取っている場合は、国保での建て替えはできません。

示談は慎重にしましょう

国保の係に届け出る前に加害者と示談が成立してしまうと、その内容によっては、国保が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。示談をする前に必ず国保の係にご相談ください。

お問い合わせ先

町民課 国保係

担当 池 大輔
電話 55・2314

◇葉山地区の粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル収集日の変更について◇

～10月の収集日は16日(日)です～

【変更前】

9日(第2日曜日)

【変更後】

→ 16日(第3日曜日)

ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

○お問い合わせ先 津野町役場 産業課 電話： 55-2021